

## 岐阜県福祉サービス第三者評価事業評価結果表

平成31年4月1日改正  
(平成31年4月1日適用)

### ①第三者評価機関名

NPO 法人ナルク岐阜福祉調査センター

### ②施設・事業所情報

名称：岐阜市立第三恵光		種別：障害者支援施設	
代表者氏名：可兒 則子		定員（利用人数）： 40（35）名	
所在地：岐阜市西島町4番24号			
TEL：058-231-2455		ホームページ：http://www.city.gifu.gifu.jp/keikou・3/	
<b>【施設・事業所の概要】</b>			
開設年月日 平成24年4月1日			
経営法人・設置主体（法人名等）：岐阜市			
職員数	常勤職員： 15名	非常勤職員	8名
専門職員	（専門職の名称）	名	
	管理者	1名	看護師 1名
	サービス管理責任者	1名	栄養士 1名
	生活支援員	13名	生活支援員 5名
			医師 1名
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）	
	3人部屋 12室 2人部屋 2室	食堂1, 浴室2, 相談室1 医務室1, 洗面所3, トイレ8	

### ③理念・基本方針（※転載）

#### ●理念

- ①安心安全な暮らしの保障
- ②サービスの透明化・明確化
- ③利用者の意思の尊重
- ④支援の質の向上

#### ●基本方針

- ①職員はいかなる差別や偏見、体罰をしません。常に利用者の人権を守ります。
- ②職員はサービスの提供者であることを自覚し、利用者主体の事業であることをわすれません。
- ③利用者の心身の状態に気を配り、医療機関と連携したきめの細かいサービスを提供します。
- ④利用者の思いを汲み取るよう努力し、自分の思いを押し付けません。

- ⑤職員は利用者と良好な関係を築き、利用者が自分の気持ちを表しやすいようにします。
- ⑥利用者のニーズに沿った個別支援計画を提供します。
- ⑦実習生やボランティアを多く受け入れ、誰にでも説明のできる支援をします。
- ⑧快適で安全な居住空間を作るように努めます。
- ⑨職員は研修により、支援の質を高めるよう努めます。
- ⑩職員は関係する法令を順守し、いかなる不正も許さず、サービスの透明性を図ります。
- ⑪職員は関係するすべての機関と連携し、利用者にとって最善の方法を一緒に考えます。

#### ④施設・事業所の特徴的な取組（※評価機関において記入）

##### ●立地・環境

- ・施設は、岐阜市の西に位置し、南には長良川が流れ、すぐ西の県道 77 号線（環状線）沿道には銀行、ドラッグストア、カーショップ、ファミリーレストラン、コンビニなどが軒を連ねている。
- ・周囲は、以前は岐阜市を代表する野菜の生産地であったが、都市計画が進められ、現在は閑静な住宅街でもある。
- ・第三恵光は、昭和 45 年に県下初の知的障害者授産施設「岐阜市立第三恵光学園」として第二恵光学園に隣接して設立された。平成 24 年の障害者総合支援法の施行に伴い、第三恵光学園は「障害者支援施設 第三恵光」、「ワークス恵光」（就労継続支援 B 型）、「ケアホーム恵光」（共 生活援助）へと移行した。
- ・「第二恵光」、「第三恵光」、「ワークス恵光」、「ケアホーム恵光」の 4 事業所が同一敷内、或いは隣接する敷地で支援活動を展開している。

##### ●地域との交流

- ・毎年開催される「地域交流会」、「恵光祭」、「夏まつり」には利用者とその家族の外、地域の住民にも来所してもらうよう地域の自治会へのチラシ等の回覧、地域の店にはポスターの掲示協力をお願いし、地域交流の促進、障がい者福祉活動の広報や啓発に取り組んでいる。
- ・戸外活動では、地域の喫茶店、飲食店を利用するなどしていたが、今年度はコロナ感染防止のため、中止または、規模を縮小して開催するなどの対策を取らざるを得なかった。（今年度は小さいグループでのドライブスルーを利用した飲食スタイルへ変わった。）

##### ●事業所の指定管理化への取組

- ・懸案であった、4 事業所の指定管理者制度への移行については、令和 4 年度からの受託法人が決定し、引継ぎが本格的に始まった。利用者が移管後も変わらず安心して過ごせるよう、綿密な引継ぎ作業が展開されているところである。

## ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和3年6月11日（契約日）～ 令和3年11月22日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	6回（平成30年度）

## ⑥総評

### ◇特に評価の高い点

#### ●コロナ感染防止への取組

- 施設は集団生活をしているため一旦ウイルスを持ち込むとクラスターとなる可能性が極めて高いこと、医療現場のひっ迫から、絶対に「うつらない、うつさない、持ち込まない」を徹底するため、利用者の帰省は原則中止となったが、利用者、家族は良く頑張り協力していただいた。
- 感染防止策としては、一日2回以上の施設内消毒、室内換気、職員のマスク着用徹底、食事時間をずらす等の密の回避や、感染時を想定した食事の提供訓練、防護エプロンなどの着脱訓練、通所利用者や業者の入館制限及び体調チェック、職員による利用者の毎日のバイタルチェック、食堂前及び正面玄関トイレの手洗い場の自動水栓化等様々な対策が実施されている。これにより、第三恵光の利用者及び職員から、コロナ感染者は発生していない。

#### ●利用者高齢化への取組

- 高齢化により年々利用者の身体機能は低下してきている。体力を少しでも維持できるよう、ウォーキングや体操の充実を図り、ハード面では、わずかな段差でも転倒の恐れがあることから洗面所のバリアフリー化工事が行われた。食事では、一人ひとりの嚥下機能を把握し、機能が低下している利用者は嚥下しやすい大きさにカットするなどの対策、食べ物を詰まらせた時の応急処置の研修などの対策がとられている。

#### ●事業所の指定管理者制度移行への取組

- 令和4年度の指定管理移行に向けてハード面、ソフト面で移行計画があり、職員への引継ぎについては「引継ぎ職員育成プログラム」がある。
- 「引継ぎ職員育成プログラム」には①期間、②目的、③目標、④指導の方法、⑤習得状況チェックシート、⑥指導スケジュール、⑦指導の仕方等の項目があり綿密な計画が策定されている。

#### ●第三者評価への取組

- 第三者評価の受審は6回を数える。本制度が発足以来、3年毎に必ず受審され、実に15年間、福祉サービスの質の向上に努められた前向きな姿勢には敬意を表す。毎回の受審の都度改善、改良が実施されている。
- 指定管理者制度に移行後も、受託法人がこの良き伝統が引き継がれることを期待したい。

#### ⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回の岐阜県福祉サービス第三者評価の受審は、職員一人ひとりが利用者支援のあり方を考える良い機会となりました。遵守すべき法令や岐阜市の中長期計画、各種マニュアル等についても、改めて見直すことができました。すべての項目において、よい評価をいただきましたが、この結果に満足することなく、利用者一人ひとりに寄り添った支援の提供に努めていきたいと思えます。

また、指定管理者制度移行後も、利用者の皆さんにとって、安心安全で快適な場所であり続けられるよう、引継ぎ職員育成プログラムに則った丁寧な引継ぎを行ってまいります。

今後とも、第三恵光の理念を職員一人ひとりの胸に刻み、目標をもって自己啓発に努め、専門性の向上や人間的成長を目指していきます。

#### ⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。